

刑法第 235 条 窃盗罪

万引きは犯罪です。

自分が万引きするだけでなく、

万引きの見張りをすること

万引きを命令すること

盗んだ物をもらったり買ったりすること

も犯罪になります。

おかあさん…



まさか
うちの子が



万引きは、家族を悲しませます。

また、一度失った信頼を取り戻すのは
とても大変なことです。